

## 宮城県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果等について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成22年5月25日

宮城県監査委員 内 海 太  
宮城県監査委員 佐々木 敏 克  
宮城県監査委員 遊 佐 勘左衛門  
宮城県監査委員 工 藤 鏡 子

### 1 監査委員の報告日

平成22年2月23日

### 2 通知のあった日

宮城県知事 平成22年3月26日

### 3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

#### (1) 大河原県税事務所

##### イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

##### ・H20年度収入未済額

現年度分 175,837,956円

過年度分 371,919,421円

合 計 547,757,377円

##### ・H19年度収入未済額

現年度分 200,325,860円

過年度分 436,630,710円

合 計 636,956,570円

##### ロ 措置の内容

税目別の収入未済目標額を設定し、機能分担型滞納整理を取り入れ、文書・電話・臨戸による納税催告と徴収を実施した。特に、差押については件数500件を目標とし、徹底した財産調査と積極的な差押を実施した。

収入未済額に占める割合が最も大きい個人県民税について、住民税徴収対策会議の開催、滞納整理困難事案の事例検討会の開催、共同催告・共同徴収等の実施、地方税法第48条に基づく直接徴収の実施のほか、特別徴収促進のため未実施事業所への働きかけ等を市町と協働して積極的に実施した。

また、自動車税の徴収対策について、収入率向上と収入未済額の大幅な縮減を目指し、

差押に重点を置いた滞納整理を実施した。そのため、換価の容易な預貯金等の差押、タイヤロックを活用した自動車差押や搜索を積極的に実施した。

(2) 仙台南県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・ H 2 0 年度収入未済額

現年度分	2 3 6 , 1 7 1 , 7 0 8 円
過年度分	5 3 7 , 8 8 9 , 8 5 3 円
合 計	7 7 4 , 0 6 1 , 5 6 1 円

・ H 1 9 年度収入未済額

現年度分	2 6 9 , 8 6 0 , 8 2 4 円
過年度分	4 6 9 , 3 7 9 , 6 9 4 円
合 計	7 3 9 , 2 4 0 , 5 1 8 円

ロ 措置の内容

「平成21年度県税事務実施計画」に基づき、管内市町との連携・情報交換により個人県民税の徴収率向上に努めた。

また、自動車税の滞納額縮減のため積極的に納税相談を行い、コンビニエンスストア活用による収納促進を進めながら、税収確保のために早期の財産調査を行い、納税意志の低い滞納者に対しては、自動車差押をはじめ、預貯金や給料の差押等を実施するなど滞納処分を強化し、税収の確保と滞納額縮減を図った。

(3) 仙台中央県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・ H 2 0 年度収入未済額

現年度分	1 , 3 3 8 , 6 9 6 , 9 6 1 円
過年度分	1 , 7 6 4 , 3 8 8 , 4 8 1 円
合 計	3 , 1 0 3 , 0 8 5 , 4 4 2 円

・ H 1 9 年度収入未済額

現年度分	1 , 3 7 6 , 6 0 0 , 1 0 8 円
過年度分	1 , 3 4 0 , 1 1 8 , 4 1 1 円
合 計	2 , 7 1 6 , 7 1 8 , 5 1 9 円

ロ 措置の内容

年度当初に税収確保と収入未済額縮減のため「平成21年度県税事務実施計画」を策定し、効率的な滞納整理に努めた。

主な対策として、差押については、目標件数を1100件に掲げ、預貯金、給与、自動車の差押を中心に精力的に行った。

搜索については、高額及び長期滞納事案対策として、搜索による財産調査及び差押を積極的に実施し、特に初の試みとなる全所体制による大規模搜索を実施した。

また、自動車税徴収対策については、現年度課税分の徴収対策として、早期滞納処分の着手と滞納整理強化月間における自動車の一斉集中滞納整理及びタイヤロックを行った。

#### (4) 仙台北県税事務所

##### イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

##### ・H20年度収入未済額

現年度分	438,057,943円
過年度分	646,054,943円
合計	1,084,112,886円

##### ・H19年度収入未済額

現年度分	372,928,297円
過年度分	633,209,822円
合計	1,006,138,119円

##### ロ 措置の内容

個人県民税については、特別徴収推進対策を重点に、管内町村と共同して事業所等への働きかけを行った。

また、住民税徴収対策会議の開催や地方税法第48条による直接徴収、県税還付金差押などの支援も実施した。

個人県民税以外の税目については、差押を重点とした手法を基本に、自動車、預貯金、給与等の差押を積極的に行った。

また、長期滞納者などに対しては、搜索による動産差押やタイヤロックを活用した滞納整理、更には差し押さえた自動車や動産のインターネット公売なども実施し、滞納額縮減と税収確保に努めた。

#### (5) 塩釜県税事務所

##### イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

##### ・H20年度収入未済額

現年度分	234,858,707円
過年度分	359,467,945円
合計	594,326,652円

##### ・H19年度収入未済額

現年度分	240,493,420円
過年度分	349,548,330円
合計	590,041,750円

□ 措置の内容

税込確保と収入未済額縮減のため、差押処理件数の目標を600件に設定し、預貯金等の債権、自動車及び電話加入権の差押及び取立を積極的に実施した。

(6) 大崎県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税込の確保に努められたい。

(内容)

・ H20年度収入未済額

現年度分 244,585,045円

過年度分 425,391,283円

合計 669,976,328円

・ H19年度収入未済額

現年度分 234,294,050円

過年度分 365,209,881円

合計 599,503,931円

□ 措置の内容

収入未済額の縮減のため、平成21年度は特に滞納件数、額ともに大きな割合を占めている自動車税の縮減に力を入れ「宮城県税込確保対策3カ年計画」及び「北部県税事務所事務実施計画」に基づき対策を講じた。

特に差押については、差押件数の目標を800件に設定し、機能分担型滞納整理を拡充して取組みを強化した結果、前年度を220件上回り目標を達成した。

滞納事案のうち大口及び長期事案については、全ての事案について所検討会で処理方針を決定し、そのうち特に、長期間差押したまま完納に至っていない事案については、その差押物件の実態調査を行い、換価価値のない事案については差押替をして、預貯金、給与などを新たに差押え取立し、滞納額に充当した。

個人県民税に係る収入率向上については、個人住民税における共同催告及び地方税法第48条に基づき県による直接徴収に取り組んだほか、特別徴収の促進を図るため市町と連携し、未実施事業者への働き掛けを実施した。

(7) 栗原県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税込の確保に努められたい。

(内容)

・ H20年度収入未済額

現年度分 49,110,530円

過年度分 102,858,581円

合計 151,969,111円

・ H19年度収入未済額

現年度分 55,634,352円

過年度分	89,741,227円
合計	145,375,579円

□ 措置の内容

宮城県税収確保対策3か年計画の最終年度にあたり、滞納額縮減の目標達成に向けて積極的に差押え処分等を展開し、滞納額の縮減に努めた。

滞納整理にあたっては滞納繰越分を中心に、換価性に最も優れた債権差押えの重点的執行に努めた。

新規発生滞納事案については、滞納者の財産調査に基づく基礎データの収集をはじめとして、早期の滞納処分執行により滞納繰越とならないよう努めた。

個人県民税については、市と協働して事業者訪問を実施し、給与所得者に課される市・県民税に係る特別徴収制度の周知を図るとともに特別徴収への移行を働き掛けた。

(8) 登米県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・H20年度収入未済額

現年度分	70,366,599円
過年度分	124,158,082円
合計	194,524,681円

・H19年度収入未済額

現年度分	71,094,781円
過年度分	114,097,844円
合計	185,192,625円

□ 措置の内容

「県税事務運営」「県税滞納額縮減対策本部事業計画」に基づき事務所の「事務運営基本方針」「事務実施計画」を策定し、収入未済額の縮減に努めた。

個人県民税については、住民税徴収対策会議を開催し、下記事業を行った。

- ・東部県税事務所と合同で滞納処分研修を実施した。
- ・住民税特別徴収推進対策に基づき、市と協働して企業を訪問し、特別徴収への移行を依頼した。
- ・市長と連名で共同催告を行った。

その他の税については、差押件数の目標を200件に設定し、財産調査を早期に行い、滞納処分を徹底した。また、資力の無い者については処分停止を行った。

(9) 石巻県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・H20年度収入未済額

現年度分 284,776,093円  
過年度分 499,141,615円  
合 計 783,917,708円

・H19年度収入未済額

現年度分 270,899,721円  
過年度分 376,230,138円  
合 計 647,129,859円

□ 措置の内容

財産調査の徹底と早期着手のため、全ての滞納者の収入・勤務先等の調査を行った。

また、現年分についても前年度より約1ヶ月早めに財産調査に着手するなど、早期の財産調査に努めた。

効果的な滞納処分のため、通年を通して、給料・預貯金等の換価性が高い債権を中心に目標件数630件を上回る差押をした。自動車の差押については前年度の4倍以上となった。

また、搜索の実施・動産のインターネット公売にも取り組み、収入の確保に努めた。

個人県民税の徴収対策については、普通徴収から特別徴収への移行を促進させるため、市町と協働して事業主を訪問しての働き掛けや事業主へ移行依頼文書の発送を行った。

また、48条直接徴収、共同滞納処分、合同公売を実施し、市町へ徴収支援を行い、個人県民税の収入確保に努めた。

(10) 仙南保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

母子寡婦福祉資金償還違約金において、不適切な処理が認められたので、速やかに是正するとともに、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

既に科されている違約金について、誤って不徴収とする決定を行い、全額減額調定処理を行ったもの。

・不徴収決定額 676,700円  
・不徴収決定日 平成20年8月20日

□ 措置の内容

関係各課と調整し、平成22年2月5日に再調定を行った。

今後、不徴収決定の事務処理を行う場合は、法令等を遵守し、適切に処理を行うこととする。

(11) 仙台保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

母子寡婦福祉資金貸付金償還金、生活保護扶助費返還金、過誤払返納金及び未熟児養育費において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

母子寡婦福祉資金貸付金償還金

・H20年度収入未済額

現年度分 4,894,998円

過年度分 25,331,937円  
合計 30,226,935円

・H19年度収入未済額

現年度分 4,942,318円  
過年度分 21,549,615円  
合計 26,491,933円

生活保護扶助費返還金

・H20年度収入未済額

現年度分 1,602,450円  
過年度分 6,532,540円  
合計 8,134,990円

・H19年度収入未済額

現年度分 1,072,849円  
過年度分 5,932,691円  
合計 7,005,540円

過誤払返納金

・H20年度収入未済額

現年度分 105,760円  
過年度分 547,298円  
合計 653,058円

・H19年度収入未済額

現年度分 0円  
過年度分 563,988円  
合計 563,988円

未熟児養育費

・H20年度収入未済額

現年度分 55,388円  
過年度分 284,704円  
合計 340,092円

・H19年度収入未済額

現年度分 38,254円  
過年度分 283,634円  
合計 321,888円

□ 措置の内容

母子寡婦福祉資金貸付金償還金

収納促進については、滞納発生後速やかに借受人に対して督促通知を行い、納入されない場合には電話や訪問等による継続した償還督促を行っている。さらに連帯保証人への連絡や償還請求を行っている。

収入未済の発生防止策として、貸付決定前の面接などにより償還意思の確認と償還履行の責任について説明している。

今後は、事務所の収入未済額縮減対策本部での具体的取組方針により収納促進と適切な債権管理に取り組んでいく。

#### 生活保護扶助費返還金

生活保護扶助費返還金については、家庭訪問、督促状や催告書の発出、電話等で収納促進及び催告に努め、1件完納した。

今後、債権回収のみならず、被保護者に対する届出義務指導の徹底などによる収入把握と事務処理の迅速化にいっそう努め、収入未済額発生未然防止に取り組んでいく。

#### 過誤払返納金

- ・特別障害者手当（497,950円）
- ・生活保護費（155,108円）

特別障害者手当過誤払返納金過年度分392,190円については、本人死亡のうえ相続人が相続放棄を行ったことから回収に向けた行動ができないため、不納欠損処分を検討していく。

現年度分105,760円については、納入計画書と納入誓約書を徴収して、一部弁済による回収を行っていく。

今後、受給資格を喪失した場合の届出義務について周知を図り、再発防止に努めていく。

また、生活保護の過誤払返納金については、催告書の発出や電話等で催告に努め、1件完納した。

今後、過誤払返納金が生じないように事務処理等に注意していく。

#### 未熟児養育費

- ・H20年度収入未済額

現年度分	0円
過年度分	284,704円
合計	284,704円

未熟児養育費については、文書・電話・訪問による督促を行ったことから、現年度分55,388円を回収することができた。引き続き、文書・電話・訪問による督促を行い、収納促進に努めていく。

### (12) 仙台塩釜港湾事務所

#### イ 監査委員の報告の内容

行政財産の使用許可に係る使用料において、調定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

- ・許可内容 自動販売機（2台分）
- ・許可年月日 平成20年3月18日
- ・許可期間 平成20年4月1日～平成21年3月31日
- ・調定年月日 平成20年10月31日
- ・調定金額 28,980円

#### ロ 措置の内容

行政財産使用許可に係るチェック表を作成し、使用許可担当者のみでなく、庶務担当班内の収入担当者等複数人が収入調定等の確認をすることとし、相互チェック機能の強化を図った。

(13) 東松島高等学校

イ 監査委員の報告の内容

光熱水費において、徴収額の誤りが認められたので、適切な債権管理を図るとともに、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

食堂の使用許可に係る電気料の徴収において、電気子メーターの読み違いにより、過年度分の徴収額に誤りがあったもの。

未徴収額(平成17～19年度)

- ・ 正規使用料 840,844円
- ・ 既請求額 377,918円
- ・ 未徴収額 462,926円

ロ 措置の内容

再発防止のため、毎月の子メーターの指針値の確認は、食堂営業者立ち会いの下、双方で確認を実施することとした。

また、高校教育課からの指導を受け、担当職員が替わった際の事務引き継ぎを徹底することとした。

未徴収額については、債務者である宮城県東松島高等学校父母教師会長から支払い計画の文書が学校に提出され、平成21年4月から分割納入されている。

(14) 古川工業高等学校

イ 監査委員の報告の内容

光熱水費において、徴収額の誤りが認められたので、適切な債権管理を図るとともに、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

食堂の使用許可に係る電気料の徴収において、電気子メーターの読み違いにより、過年度分の徴収額に誤りがあったもの。

未徴収額(平成15～19年度)

- ・ 正規使用料 1,576,537円
- ・ 既請求額 157,626円
- ・ 未徴収額 1,418,911円

ロ 措置の内容

再発防止のため、メーター等の読み取りや徴収においては、複数の職員の目で確認し、誤りのないよう施行することとした。

また、高校教育課からの指導を受け、担当職員が替わった際の事務引き継ぎを徹底することとした。

未徴収額については、関係業者へ納入を継続して要請している。

(15) 宮城大学

イ 監査委員の報告の内容

歳入歳出外現金において、払出が遅延したため、不納付加算税が発生したものが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

- ・ 入学者選抜試験問題作題謝金の所得税  
146,125円(平成20年5月支出分)
- ・ 納付期限 平成20年6月10日
- ・ 払出日 平成20年7月 8日
- ・ 不納付加算税 7,000円

□ 措置の内容

源泉徴収をした所得税の納期限については法令等で定められたものであり、法人化後も再発しないよう複数チェックを確実にを行い再発防止に努めた。